

熔融メタルの売買契約書（案）

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、那覇・南風原クリーンセンターにおいて生成された熔融メタル（以下「メタル」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（メタル）

第1条 本契約においてメタルとは、甲の施設である那覇・南風原クリーンセンターの灰溶融炉において生成されたものをいう。

（メタルの搬出）

第2条 乙は、メタルの搬出について甲の指示に従って搬出しなければならない。

2 那覇・南風原クリーンセンターからのメタル引取については、車両への積み込みは甲が行い、運搬は乙が行う。

3 乙は、契約期間内に生成されるメタルは、全量搬出するものとする。

（計 量）

第3条 乙は、メタルを甲の指定した計量機によって計量する。

（単 価）

第4条 メタルの売買単価は、1 kg当たり〇〇円とし、消費税及び地方消費税相当額を含む価格とする。

（売買代金の支払）

第5条 甲は、第3条に規定する売り払い数量と第4条の売り払い単価を乗じて得た額を記したメタルの売買代金の請求を、搬出の翌月の10日までに乙に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求があった場合は、請求があった月の月末までに甲の指定する方法により支払わなければならない。

3 売買代金の計算において1円未満の端数が生じた場合、小数点以下については四捨五入とする。

（遅延利息の徴収）

第6条 乙は、第5条に規定する期限内に代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に遅延利息の率を乗じた金額を甲に支払わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の遅延利息金の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（契約期間）

第7条 契約の期間は、契約締結日から令和6年11月30日までとする。

（遵守事項）

第8条 乙は購入したメタルについては、資源化に努めるものとする。

2 乙は、受け入れたメタルに残材（スラグ片等）が混入した場合は、乙の責任において残材を適正に処理するものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、納期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約解除の申し出があったとき。
- (3) 乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。
- (4) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市・南風原町環境施設組合公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年12月19日事務局長決裁。以下「暴排要綱」という。）第2条第4号の暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排要綱第2条第5号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により、契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

（裁判管轄）

第10条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

（協 議）

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を所持保管する。

令和6年〇月〇日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知 念 覚

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○